

第3回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成26年7月2日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階302会議室
- 3 出席委員 山口会長、西村副会長、川勝委員、廣田委員、光川委員、大久保委員、中村委員、
- 4 欠席委員 な し
- 5 出席職員
 - ・高齡者生きがい推進課 今野課長
 - ・人材育成課 逸見課長、渡邊課長補佐、上原課長補佐
 - ・コミュニティ課 渋谷課長、須郷課長補佐
 - ・社会福祉課 河原健康福祉部次長兼社会福祉課長、蓮見係長
- 6 事務局 手嶋財政部長、安井財政部次長兼財政調整課長、福吉財政調整課長補佐、村山主査
- 7 傍聴者 なし
- 8 議 題
 - (1) 平成26年度既存補助金 ヒアリング(1日目)
ヒアリング対象 別紙審査票
 - (2) その他
- 9 配付資料
 - (1) 補助金等審査の判断基準
 - (2) 審査入力表(ヒアリング対象分)
 - (3) 審査入力表(ヒアリング対象外分)
 - (4) ヒアリング対象各種補助金の概要等(初日分)

開 議 9時30分

(山口会長)

ただいまから、第 3 回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の審議会は、委員 7 名全員のご出席でございます。

会議は、成立していることをご報告します。

本日から 7 月の毎週水曜日 5 回に分けて担当課からのヒアリングを行う事としております。

本会議は、公開となっておりますのでご了承願います。

前回、ヒアリング対象としました 4 2 件の補助金のうち、本日は、別紙審査票にありますとおり、4 課 7 件の補助金についてヒアリングを行います。

はじめに、事務局から審査票についての説明等をお願いいたします。

(事務局)

私の方から、本日の配付資料の確認と合わせて、審査票について簡単にご説明させていただきます。

本日、お手元に配付している資料ですが、まず「日程表」という 1 枚ものと、その下に前回ご議論いただきました、「審査の判断基準」という A 4 横の 1 枚もの、それから A 4 横でクリップで留めてある「審査票」です。この「審査票」につきましては、すべて一式、今回配付させていただいておりますので、1 枚目を見ていただきますと、平成 26 年 7 月 2 日、今日の審査対象となっているもの、1 番、高齢者生きがい推進課の「シルバー人材センター補助金」から、社会福祉課の「社会福祉協議会事業費補助金」までの 7 件について、審議会でヒアリングを行うという事になっております。次のページ以降に、来週以降やるものという形で、一式でお配りさせていただいております。7 月 30 日までは、ヒアリング対象のものということで入れてあるのですが、最後の方に、ヒアリング対象外の今回審査対象になっているものが、現状では 93 件ありますので、それについてすべて入っておりますので、皆さんの方で、先ほどの判断基準に基づいて、A から D の評価をしていただくということになります。メールをお持ちの方は、今日付で電子データでお送りさせていただきますので、提出にあたっては、皆さんの方で議論いただきたいのですが、全部のヒアリングが終わってから、それ以降に皆さんから評価いただいたものを、事務局の方で預かりして集計させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に A 4 縦のクリップで留めてあるもの、皆さんに事前に配付をさせていただいておりますけれども、今日ヒアリングするものそれぞれの説明資料になっておりますので、こちらと実行プランを併せて担当課の方で、説明させていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが事務局からは以上です。

(山口会長)

最後の方で、この件について皆さんのご意見があれば、その時お伺いさせていただきます。

さっそく、ヒアリングを開始したいと思いますので、最初の課を呼んでいただけま

すでしょうか。

《高齢者生きがい推進課入室》

(山口会長)

お忙しい中、ヒアリングにご出席いただきましてありがとうございました。

それではさっそくですけれども、シルバー人材センター補助金についてでございますが、5つの項目、「公益性」、「公平性」、「必要性」、「効果」、「適切性」で、ここ3年間でとった改革を中心に5分程度でご説明をいただき、その後、私どもの方から質問を行いたいと考えております。シルバー人材センターの補助金につきまして、その説明と合わせまして、国県補助金との関係、こういったことをわかりやすくご説明をしていただければと思っております。

それでは、よろしくお願いいたします。

(今野高齢者生きがい推進課長)

それでは、補助事業の概要から説明をさせていただきます。

公益社団法人流山シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第41条の規定に基づき、定年退職者やその他の高齢者の希望に応じた就業のうち、臨時的かつ短期的なもの、又は軽易な業務を行う機会を確保し、その就業を援助するなど、これらを希望する方の能力の積極的な活用を図る、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人として、昭和59年2月千葉県知事の指定を受け設立されました。また、平成24年度から公益社団法人に認定され、より社会的にも高い信頼を得るようになりました。流山市シルバー人材センターに対する補助事業につきましては、同法第40条により国及び地方公共団体は当該法人の育成及び就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとしています。したがって、本市では後期基本計画の施策体系として高齢者が社会的に自立するための就労への支援の充実を掲げ計画に位置付け、公益社団法人流山市シルバー人材センター運営費補助金交付要綱を作成し、これに基づいて補助金を交付しています。国によるシルバー人材センター補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、国の予算額の範囲内において交付することを基本としています。ただし、地方公共団体からの補助金の額が、国が予定する補助金限度額に達しない場合には、国の補助金の限度額にかかわらず、地方公共団体からの補助金の額を国庫補助金額としています。なお、国庫補助金限度額につきましては、毎年度シルバー人材センター事業の執行方針が示され、会員数及び就業延べ人日数による格付けにより決定しています。平成26年度については、流山市シルバー人材センターは格付け「B」であり、国の補助金限度額は710万円となっています。

5つの項目について、順追って説明させていただきます。

まず、「公益性」につきましては、市の政策決定といたしまして後期基本計画の施策別計画4の2、高齢者や障害者が生き生きと暮らせる社会づくりに位置付けしてお

ります。中の２（１）項、シルバー人材センターの事業が入っておりますが、高齢者、障害者の地域活動への参加支援という事で、事業を展開してございます。地域高齢者への生きがいを目的とする側面と年金受給年齢の引き上げによる就労収入が求められて、シルバー人材センターは貢献していると考えております。平成２４年度からは公益社団法人に認定され、社会的にも高い信頼を受けるようになったと考えております。

次に、「公平性」でございます。

シルバー人材センター会員募集説明会を毎月２回、シルバー人材センターと南流山センターで実施しております。毎回１０名以上の参加者があると聞いております。会員につきましては、市内全域であるという事から公平性が保たれているものと考えております。

次に、「必要性」でございますけれども、高齢化が進んでおります。

高齢者の就労関係が、さらに悪化していると思われます。年金支給年齢の引き上げ、高齢者退職者にとって、必要性が高い法人となっていることと考えております。

引き続きまして、「効果」についてでございます。

会員数、就労実人数、就労率、また受注件数及び事業収入は、年々伸びております。一定の成果を上げているものと考えております。また、国及び地方公共団体が支援すべき団体であり、高齢者人口の増加に伴い事業を拡大していくために、当面の補助は必要だと考えております。

「適切性」につきましては、先ほど冒頭で説明したとおり高齢者の就労機会を「雇用の安定に関する法律」でも示されているように、そこで補助金を交付しております。市といたしましては、「公益社団法人流山シルバー人材センター運営費補助金要綱」に従いまして、適正な交付を行っているところでございます。

お手元に資料をお配りしてございますけれども、今の説明の詳細の数字につきましては、資料を参考にさせていただきたいと存じます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

（山口会長）

ありがとうございました。

それでは、各委員の方から質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（川勝委員）

この補助金は、結構市にとっては８８０万円で大きな額だと思うんですが、一つお尋ねをしたいのは、国の方が７１０万円で２割カットぐらいされていますよね。それでＢランクになったんで下がっていると言うんだけれども、市の方は横にずっと同じ数字を並べてあるんだけれども、これは、昔から儀礼的にこうなっているんでしょうか。

（今野高齢者生きがい推進課長）

お手元の資料の３番「年度別補助金」をご覧ください。

上段が流山市の補助金で、平成２２年から２５年まで８８０万円ですずっと変わらずあります。国の補助金でございますけれども、平成２２年８８０万円、２３年から７１０万円と下がっておりますけれども、実は市の補助金要綱が平成２３年に施行されております。それまでは、先ほどの国の方針に従いまして、国の限度額、要するに市が限度額を補助することによって、国の限度額を担保するというようなこともございました関係上、国の限度額分の補助金を市では補助金額としておりました。ところが、平成２３年度に政権が民主党になったことに伴いまして事業仕訳がございまして、その時にシルバー人材センターの補助金の削減という事実がございました。市としましては何とか補てんをしたいという事で維持していくために、補助金交付要綱を作成し、最終年度２２年度の８８０万円を維持しているという形になっております。そういう経緯がありまして、現在の８８０万円で維持しております。

（山口会長）

簡単に言うと、国の補助金は今こういう状況で７１０万円なので、市の補助金も１６０万円減らすことはできなかったのか、そういう努力はされたのか。収入も伸びてきているので。１６０万円減らすことは可能でしょうか、可能ではないでしょうか。必要性は今言われたように理解しておりますので、あとは金額の面になると思います。国は国で削減を決めたんでしょうけど、市の方としても７１０万円に努力することは可能でしょうか。

（今野高齢者生きがい推進課長）

シルバー人材センターの自助努力により、自立に向けた取り組みは必要だということとは考えております。現状の長引く不景気、そういう高齢者の就労環境の悪化、それから事業としては増えていますが、しかし、高齢者そのものも増えているということもございまして。厳しいさなかでシルバー人材センターを維持していくということがありますので、市としては当面、一定の支援は引き続き必要とそのように考えております。

（川勝委員）

３１年も長期に続いているわけですから、そこは代表権がどういう形になっているとか、そういうことを見極めながら８８０万円が本当にふさわしいものかどうか。国の方では７１０万円にされていれば、そこは厳しい中で、市も同じ税金を使っているわけですから、その分についてどういうふうにするか、というものの考え方があってもいいのではないかというのが、私の質問です。シルバー人材センターは、公益法人になっているわけだから、代表権がどうなっているか、どういう状況になっているかということは、常に見られると思うので、その辺との兼ね合いで８８０万円が適正である、という事が言えればいいんですけど。

（今野高齢者生きがい推進課長）

８８０万円を維持しているという事につきましては、２２年最終のところから、引き続き、補てんも含めてという形で市は維持しております。

(川勝委員)

昔は、もっと大きかったんですか。

(今野高齢者生きがい推進課長)

編成を見ますとですね、ちょっとお待ちください。

(川勝委員)

簡単でいいですから。

(今野高齢者生きがい推進課長)

そんなに古い資料ではないんですが、平成21年度、これが950万円で、国の指針も950万円でした。平成22年度につきましては、国が880万円で、ここで金額が下がっております。市としてもそれに合わせて880万円、それ以降は資料にお示ししている形となっています。ちなみに近隣の状況ですが、人口規模、財政規模等の似たようなところでは、野田市、我孫子市になるんですけども、野田市につきましては、平成25年度の市の補助金が1,181万円でございます。我孫子市につきましては1,600万円で、流山市としては880万円と、近隣の中ではもっとも低いという事になっています。

(川勝委員)

それは、理屈にならない。

(今野高齢者生きがい推進課長)

流山市のシルバー人材センターの実績報告がございまして、全体の事業の決算を見ますと。

(山口会長)

ここに書いてある、要するに総額が出ていますよね、繰越金はないという事でいいんですね。

(西村副会長)

事務状況を説明する時に、この資料で規模が小さくなっていますよね。事務費なんか減っているし。たとえば支出合計であれば、25年度が3億百万円、その前は3億2千7百万円ですか、努力した結果でこうなっているのかどうか。収入、支出も規模が小さくなっているの、努力された結果なのかなと思った。

(今野高齢者生きがい推進課長)

収支報告を見ますと、決算で歳入が3億6,029万9,379円、歳出を見ますと3億6,456万1,881円で、決算上はマイナスになっておりまして、もともとシルバー人材センターは収益を上げる法人ではありませんので。

(廣田委員)

24年度までは繰越金が出ているんですけども、25年度はありませんけど。

(今野高齢者生きがい推進課長)

25年度決算は、今まだ見直しをしています。

(川勝委員)

これは、多分見込みになっているので、実際の数字ではないと思います。おそらく

25年度は、パラレルで「0」になるように絵を書いておられるのだと思います。

(山口会長)

公平性からと、それから今の国との絡みもわかりました。あとは、こちらの審議会で言っている自助努力というのが、出来ないのかどうかという事ですので、総体的な決算によるのみで、一番最初の適正化プランの時の審議会の答申も、剰余金とかいろんなものがあるのであれば、それを充てて補助金の額を減らしなさいという答申が出されているので、それから見るとそれほどの状況は出ていません。出ていなくて「とんとん」の状況でいっています。正式な決算は赤字ですという事なんです、それだけでは、納得が出来ないわけですよ。たとえば、こういう自助努力はしていますが、まだ国の補助金より多く負担しなければいけない。ようするに、こういうことを努力しても、なおかつ「きつい」ということをペーパーでもなんでもいいですから、提出していただけますか。必要性は皆さん理解していると思いますので、あとはこの160万円の差がどうしても気になるという事ですので。我々の立場からすると、国と同額でもいいのではないかととなりますし、160万円の差であれば、事業も減っている中で人件費を削るとか出来ないのですかということになりますよね。私たちも高齢者に必要だというのは、つぶさに知っておりますので、そこらあたりを「なお必要です」ということで纏めていただければ、その辺でこちらも判断すると思いますので、そこだけお願いします。

シルバーは、これでよろしいですか。

【全員了承】

(山口会長)

ありがとうございました。

《高齢者生きがい推進課退室》

《人材育成課入室》

(山口会長)

お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。

さっそくですが、職員互助会の補助金につきまして、私ども審査に当たりまして、5項目「公益性」、「公平性」、「必要性」、「効果」、「適切性」ということで、行きたいと思います。この5項目でこの3年間で行った改革、それから、前回審議会でコメントも出しておりますが、それに対する改革とか、これを大変恐縮ですが5分程度でお願いし、そのあとで委員の方から質問したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(逸見人材育成課長)

職員互助会は地方公務員法の 4 2 条で、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。という規定がありまして、会員相互の共済と福利増進を目的として組織された団体です。

互助会の財源というのは、職員からの会費と団体保険の取扱いや駐車場取扱い等の手数料収入、それから 3 点目として、市からの補助金、この 3 つが財源となっています。

事業としましては、互助給付、福利厚生事業、貸付事業、駐車場あっせん事業となっております。

互助会の補助金につきましては、市役所職員互助会事業補助金交付要綱というのがございまして、その第 4 条で補助対象事業と補助額が規定されております。その中には、福利厚生事業に 6 0 0 万円を限度として、2 点目として自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業に 1 5 0 万円を限度として、合計 7 5 0 万円を補助金の限度としています。ただ、全国的に職員互助会の公費の支出が年々減少していることや、住民の理解を得るために、平成 1 8 年度以降、限度額から 2 5 0 万円を減額して、福利厚生事業に 4 0 0 万円、自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業に 1 0 0 万円の計 5 0 0 万円を補助金としていただいております。いただいた補助金については、毎年度実績報告を行って不用額が生じた場合は、いわゆる余った場合については、返還をしています。

ここで、補助金等審査判断基準 5 項目について説明させていただきます。

まず、「公益性」ですが、昨今、職員を取り巻く環境は、業務の複雑化、多様化等により大きく様変わりしており、ストレスを蓄積する職員が増加傾向にあります。こういった中、職員の福利厚生の充実を図ることは、疾病予防と職員の仕事へのパフォーマンス向上が見込まれ、市民ニーズに的確に対応する職員の育成に繋がると考えております。

「公平性」についてですが、職員が元気に仕事に専念できることは、市民サービスの向上に繋がると考えられます。

「必要性」についてですが、提出した内容とは異なるのですが、人口増に伴う業務量の増加、人口増というのは、平成 2 5 年、県内では流山市が人口増加率が 1 位でした。そういった人口増加に伴う業務量の増加、業務の複雑多様化、高度化など業務の負荷が高まる一方、職員数の削減、職員数がたとえば 1 0 年前に比べて、現在、約 1 1 0 人減っております。それから給与削減についても、5 年前に比べて約 6 億 3 千万円減っております。そういった状況は、職員のモチベーションにも影響するものであって、文字通り元気回復のためにも、また間接的ですが、職員の元気回復により、さらなる市民サービスの展開のためにも、福利厚生事業の充実は必要であると考えております。

「効果」についてですが、自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業では、派遣費用について各クラブからヒアリングを行い、費用を精査し無駄のないように心がけております。また福利厚生事業の職員の利用率ですが、平成 2 5 年度は 6 7 % と多

くの職員が利用しておりまして、他の市や一般企業の一般的利用率が40%以下であるという事を考えれば、かなり高いと思います。こういった福利厚生事業の恩恵を受けていることから、資料としてお出ししておりますが、療養休暇取得者数（メンタル面）が、この数（平成25年度16名）にとどまっていると考えられるほか、人口が増加している中でも職員数の削減に努め、現在、人口1,000人当たりの職員数は、6.1人と県内で2番目に少ない職員数で業務を行っています。参考まで、県内1位は佐倉市の5.7人、3位は鎌ヶ谷市の6.2人となっています。

「適切性」ですが、毎年度互助会の役員で構成される理事会と各課の代表者が一堂に会する評議員会において、内部監査を経た前年度の事業報告、決算報告、それから新年度の事業計画、予算計画を審議しています。また今年度はさらなる健全な互助会運営を図るために会計規程を整備し、会計責任者、経理責任者を指定し明確化を図ったところです。

平成23年度の審議会の評価に対してですが、23年度の審議会の評価は、「職員の福利厚生事業の必要性は認めるが、より効率的・効果的なものとなるよう事業内容について改善の余地がある」ということでいただいております。それに対しては、今年度予算編成で自治体職員を対象とした文化体育大会派遣事業については、各クラブとヒアリングを行い費用を精査し、必要最小限の経費に努めています。また福利厚生事業については、より効果的、効率的なものになるよう職員にアンケート調査を実施し、その結果によっては、福利厚生アウトソーシング会社のプロポーザルによる選考を実施して、事業内容や費用について検討する予定でございます。

説明については、以上です。

（山口会長）

ありがとうございました。

それでは、委員の方から質問等お願いいたします。

（西村副会長）

実行プランの8番、9番に書いておられることは、前回と同じことを書いてある。「昨今の職員を取り巻く環境は」とか、いわゆる「ストレスがたまる」とか、改善策だとか対応策をしゃべられたんだと思うけれども。それともう一つの質問は、近隣の自治体は全部互助会というものはあるんですか。要は言いたいのは、働いていると公務員だろうが民間であろうが、ストレスがたまるのは当たり前ではないか。また、大なり小なり、それぞれの組織があるんですけど、今こういう時世で、皆さん正規職員や社員になれないような時代に、改善するとか補助金を減らすようなことを何かやっていますか。

（逸見人材育成課長）

まず、近隣自治体のお話をさせていただきますが、東葛6市、松戸、野田、柏、流山、我孫子、鎌ヶ谷、この6市があるのですが、補助金のないのが松戸市と野田市、鎌ヶ谷市、この3市は補助金を出していません。出しているところは、流山のほかには柏市、柏市は約1千4百万円の公費支出をしております。それから我孫子市は

1千万円ほどの公費支出をしております。

それから、どういう改善策をしているかという内容ですが、ここでは互助会の中で、たとえばクラブ活動に対して補助金を出してますが、昨年度もクラブ活動に対してヒアリングを行いまして、それまで補助対象は15クラブでしたけれども、1クラブ減らしまして14クラブにしまして、補助金額の制限も111万円だったのですけれども、100万円に減額をしております。この時点で11万円の減額。それから職員のお茶購入費というものを予算化しているのですけれども、それまで204万円ほど予算化していましたが、それを50%減額をして102万円程度に減らしております、これらの見直しで113万円の減額をしております。

(川勝委員)

私も福利厚生費の担当をやっていたんですが、当時ものすごく無駄とか言われていました。健康面とかメンタル面とかの経費はわかります。ただ、レクリエーション的な福利厚生事業の中身を教えていただきたいんですけれども、そういうものについては、むしろやめろと言われた立場から考えると、互助会の中で言えば、基本は自主財源の範囲内でやりくりをしていくのではないかという感じがするのですが、いかがでしょうか。

(逸見人材育成課長)

福利厚生事業の問題なのですが、私どもはアウトソーシング会社の方へ委託しております、宿泊やスポーツ、レジャーなどのサービスを提供していただいております。

(川勝委員)

レジャーというのは、映画とかですか。

(逸見人材育成課長)

映画とかそういったものの補助をお願いしております。それらすべての利用率は平成25年度で67%という形です。

(川勝委員)

そういうものにお金は使いませんよね。

その辺のところは、時代の流れをキャッチして税金を使わないようにするというのが必要だと思うんですが、いかがでしょう。

もう一つだけ、質問いいですか。

これ以外に市の直轄で、健康診断とかそういった心のケアとかの直轄経費とかありますか。多分あると思うんですが、それとは別ですよ。

(逸見人材育成課長)

予算化して、別にあります。

(山口会長)

職員数が110人減ったというのは、何年前と比べてですか。

(逸見人材育成課長)

10年前の平成16年です。

(山口会長)

それは、言ってみれば定員削減なんですね。

(逸見人材育成課長)

そうですね。

(山口会長)

人件費で、6 億 3 千万円減っている。

(逸見人材育成課長)

5 年間で 6 億 3 千万円です。普通会計ベースです。

(山口会長)

一般的には、こっちでは減っているけど非常勤とかで増えているとかにはなっていないのか。

(逸見人材育成課長)

臨時職員は、毎年 6 月 1 日に集計しているんですが、8 0 0 人弱ほどいます。

(山口会長)

そちらは増えているわけですか。

(逸見人材育成課長)

そちらは、ずうっと一定している形です。

(山口会長)

今おっしゃられたことは、人口が 1 万何ぼ増えて職員数は減ってきている。それをもって職員の業務量は増えてきている。これを見るとこのメンタル面ではそういったものが影響している。どちらかというといつも公務員が悪者になって申し訳ないんですが、そうはいっても襟を正すべきだというのも世間一般の考えで、公平性という事になってくれば、市民全体から見ればそういった話にならざるを得ないと思います。厳しい意見になってくるのではないかと思います。執行に当たっては、その辺を踏まえてという事を考えてもらって、あとは、委員がどういう判断をされるかという事でご指摘をさせていただきます。

それでは、ありがとうございました。

《人材育成課退室》

《コミュニティ課入室》

(山口会長)

忙しい中、ヒアリングにご出席いただきありがとうございます。

さっそくですが、「市民まつり事業費補助金」につきましては、私ども審査にあたっての 5 項目「公益性」、「公平性」、「必要性」、「効果」、「適切性」、こういった点につきまして、ここ 3 年間で行いました改革を含めまして、5 分程度でご説明いただき、その後にご質問をさせていただくという形をとっているのです、よろしくお

願いいたします。

（渋谷コミュニティ課長）

まず、「市民まつり事業費補助金」ですけれども、市民相互の連帯、つまり流山市に175の自治会があるわけですが、それらのふるさと意識の高揚を図るということを目的に「市民まつり」が実施されております。その主催は、現在市ではなくて「市民まつり実行委員会」という実行委員会形式になっておりまして、そちらで企画、運営をして、その一部に対して市からの補助をしているという形になっております。補助金額は300万円となっております。「市民まつり」には、市内の商工業者が当然入っております。それから「健康福祉まつり」も併せてやっておりますので、市内の医療関係の団体も多く入っております。また、流山市の姉妹都市、友好都市がありますけれど、そことの交流の場にもなっておりまして、相馬市、信濃町、能登町、友好都市として北上市とか、そういったところの自治体の商工業者の方、あとは自治体の職員に来ていただきまして、物産展を開いていただいて、そこでの唯一の流山市との交流の大きな機会というのにもなっています。

それともう一つの大きなメインとしましては、市内の市民団体の様々な発表の場ともなっておりまして、青空市はもちろんのこと、ステージの方も公募しまして、市民団体のステージ発表なんかも行っております。そうしたことで、流山市の一大イベントということになっております。昨年の「市民まつり」で実施した代表者アンケートを見ますと、83%の方から、次回も来場したいという回答を得ています。いつも姉妹都市、友好都市の物産展を楽しみにされているという方も多くいらっしゃいました。市民まつりのイベントについては、毎年、主催である実行委員会が、市民ニーズに合わせてイベントなどを企画しまして、より多くの市民の皆様が参加できるような市民まつりにしております。特に最近では、ステージを市民団体の日頃の成果発表の場と位置付けまして、多くの市民がステージの出演を募っています。今年も10月26日開催を予定して準備を進めているところです。

市民まつり実行委員会の構成ですけれども、商工会議所関係、補助金だけではできませんので多くの協賛金を集めていますので、チラシの広告とかそういったものを多く集めて、毎回、適正に会計処理を行っているところです。

来場者のところは、23年度には25,000人、24年度は当日大雨が降ってしまいましたので、18,000人と少なかったですが、25年度には33,000人と巻き返しております。普段は、市民総合体育館のところの広場をメイン会場として行っていましたが、今、運動公園の陸上競技場のところに体育館を建設しておりますので、今年は、生涯学習センターのところをメイン会場として、セントラルパーク駅周辺のところ一部交通規制の許可を得ましたので、そこを会場として、ちょっとだけ規模は縮小なんですけれども、なんとか頑張りたいと思います。

市民まつり事業費補助金については、以上です。

（山口会長）

ありがとうございました。 それでは質問をお願いします。

(山口会長)

23年度の本審議会で、「行政に依存しない組織づくり」という答申を多くの補助金に行っているが、24年度予算を減らしたという事は、23年度の答申をうけて行ったと理解してよろしいですか。

(渋谷コミュニティ課長)

そうです。

(西村副会長)

33,000人の客層というか、これだけ増えた要因はなんだったんですか。

(渋谷コミュニティ課長)

要因としては、もともとTXが通ったというのが大きいかなと思います。TXが通っていないころから総合運動公園でやっていたわけですが、そのころは、市内をシャトルバスを手配し、運動公園まで来るようやってきたわけですが、やはりセントラルパーク駅を降りれば目の前が会場となれば利便性が違うと思います。

(西村副会長)

この間、市長からもらった資料を見たら、来場数としては5番目に大きい規模になっていますよね。いろんな行事を市としてやってみて、どういう客層になっているのか。

(渋谷コミュニティ課長)

特に昨年、25年度が33,000人と大きく跳ね上がったのは、コアラテレビとタイアップしてやったことかと思っています。そことタイアップしたイベント企画ですとか、新松戸にPRのポスターとかを張ったことかなと思います。

(西村副会長)

なんでそういうことを聞いたかという、行政として行ったイベントが同じような要因で全体的に増えてきているのか。花火大会をはじめいろいろあるじゃないですか、これらが同じような要因なのか、それとも市民まつりだけが画策をした特別な要因なのか、それとも努力の結果なのか。

(渋谷コミュニティ課長)

流山市は、自治基本条例を制定しまして、市民自治ということを大切にしている中で、自治会が市内に175ありまして、そういった様々な自治会の市民の皆様が一堂に会して集まれるもので、個々の自治会が行っているお祭りの、さらなる大きなお祭りの場所のイメージが伝統のところかなと思います。

(西村副会長)

この資料で見る限り、300万円という補助金の申請は変わりませんが、その他の収入は前年度より落ちていますが、それとの関係はどうなっているのか、そこを聞きたい。

(渋谷コミュニティ課長)

24年度は、その他収入651万9千円で、その差を言っていると思うのですが、おまつり当日にイベント企画をやっていて、いわゆる芸能人を呼んだりとかそういっ

た企画があった。24年度は泉谷しげるとかを呼びまして、それらのチケット収入とかがありました。実行委員会の決めた中では、もう少し市民の皆様全体に平等であればいいのですが、催し物とかが偏っているとかの意見もありましたので、もう少し市民まつり本来の形に戻したいことと、イベント、企画だけに特化して収支をやってしまうのはいかがなものか、というのもちっとありましたので、その調整を図りたい。

（山口会長）

この33,000人は延べですか、実数ですか。

（渋谷コミュニティ課長）

延べ人数です。

（山口会長）

そうすると当然この市民まつりというのは、市民が納得するものなのかどうかというのが一つありますよね。来場者の83%はそういう事なんですけれども、来場者全体にアンケートを取ったんですか。回収率とかいろいろありますよね。来場者すべて対象とは思いませんけれど。

（渋谷コミュニティ課長）

サンプル数は正直申しあげまして少ないんですけれども、100程度です。

（山口会長）

要するに33,000人来ているという事で、私のお聞きしたかったことは、5つの項目「公平性」とか、一つは、まず市民の皆様が全員参加できるようなものであれば、我々はいいいと思う、そういったものだと思うんですが。

（山口会長）

それでは、これでよろしいですか。

引き続き、6番、7番の自治会館のところを一括して説明されて、終わったところで、流山市民活動の方へお願いします。

（渋谷コミュニティ課長）

それでは、6番、7番の「自治会館維持管理費補助金」と維持管理費の中の「大規模修繕・冷暖房機器設置」がありますのでそれについて説明します。

先ほども申しあげましたが、市民自治を担っていくのに自治会に大きな力を発揮していただいているところなんですけれども、その拠点である自治会館の維持管理に対する経費の一部を補助するというのが目的です。

補助対象としては、自治会館の光熱水費、火災保険料とかそういったものに対する補助となっております。

補助金額については、100㎡未満で7万円以内、100㎡から200㎡未満で9万円以内、200㎡以上で13万円以内という補助になっております。

補助額としては、23年度で行きますと108自治会館で約714万円、24年度は109自治会で約712万円、そして25年度は110自治会で約711万1千円で、自治会館保有数ですけれども175自治会あるうち、110が自治会館を保有しております。

自治会は地縁組織でありまして、分野別組織である市民活動団体やNPOとは全く違いまして、地べたで繋がっている自治組織でございます。そうした皆様が地域の自治を担うため、防犯、自主防災、環境美化、それから、これからは高齢化になってきますので、さらには様々な福祉の検討、そういったものを公共になり代わって自主的に担っていただくことが当然出てくるかと思っておりますので、そういうところの拠点になる自治会館を紓余しているのがこの補助金です。また、選挙がありますけれども、選挙の投票所として約4割の自治会館を貸していただいていることから公共性がございます。特に、自治基本条例について先ほど申し上げましたが、その第6条の第3項で地域コミュニティがありまして、市の役割として市民自治の支援に努めていくというのが、自治会の拠点である自治会館の大きな支援策の一環として、こういった補助金があるという位置付けであると思えます。

もう一つの補助金も自治会館に関連しているんですけれども、やはり大規模修繕ですとか、当初、自治会会館の方もエアコンをつけていないところがありましたので、エアコンを付ける時、付け替える時に補助をするというようなことがあります。大規模修繕については、経費が20万円以上となるものに対し経費の3分の1までで、限度額は100万円。あと冷暖房機器、エアコンについては、経費が5万円以上かった場合で、経費の3分の1までで、限度額は100万円までという形になっています。この「大規模修繕・冷暖房機器設置補助金」は、23年度は11自治会館、24年度が8自治会、25年度が13自治会となっております。

以上で、説明を終わります。

（山口会長）

ありがとうございました。

自治会館関係で2つ説明がありました。質問があればお願いします。

（中村委員）

自治会館の1か月の利用率、稼働率はどのくらいだと把握されていますか。私の印象ですと近所に自治会館がありますけれども、あまり活気がなく、利用が1か月定期的にされているという印象がないんですが。

（渋谷コミュニティ課長）

今、統計はないんですけれども、当然こういった自治会館の設置補助を出している場合は、総会資料などについて収支決算でありますとか、あと自治会活動の報告など提出していただいているので、一つひとつの自治会の活動については、公共施設ではありませんので、そこまでのものはもらっておりません。

（中村委員）

もし稼働率が低いのであれば、近隣で統合していく、数を減らしていくことが、1番支出を減らしていくにはいいのではないかという印象です。

（渋谷コミュニティ課長）

たしかに、1自治会が1つの自治会館という事ではなくて、現に共同の自治会館を建てられまして、複数の自治会が1つの自治会館を利用しているというのもございま

す。基本は自治ですから、やはりご相談があった場合、それに対してこちらは支援策を考えなければならないのですけれども、自治会側の利用率が低いというのは、高齢化だったり、いろんなさまざまな事情があると思うのですが、それは自治会全体の活動の中で高齢化により、これまでやっていたさまざまなイベントがなかなか出来なくなったというようなご相談を受けたりしています。自治会館の稼働率そのものよりも、自治会への加入率ですとか、あとは高齢化によって自治会を運営する方とかが少なくなってきたといった影響で、自治会館の稼働率よりも自治会そのものの運営の支援策を考えなければいけないのかなと思っています。

（川勝委員）

大規模修繕とかわかるんですけども、自治会館が当然劣化するのは当たり前なんだと思うのですが、それは修繕積立金とかそういうものを計上しているんですか。

（渋谷コミュニティ課長）

自治会そのものには、当然そういうものはあると思うのですが。

（川勝委員）

そうすると補助されるものは、ある程度限定したもので補助されるということになるのか。要するに、こういうものについて、市は助成しますよ。しかし、こういうものは自治会が自分たちでやって下さいよ。そういう違う点で、何かあるのでしょうか。

（渋谷コミュニティ課長）

大規模修繕は、そういったことですと高額な場合は、対象になってくると思うんですが。

（西村副会長）

コミュニティ課では、１７５の自治会の会費とかは把握しているんですか。

５００円から８００円ぐらいあると思うのですが、私のところは８００円の会費を取られているんですが、ある所へ行くと５００円だったり、都内では１００円だったり、それが今の話して、街灯代とか修繕費だとか別個にとられているんですね。そういうことで、差があるわけではないですよ。

（須郷コミュニティ課長補佐）

今の話しなんですけど、自治会等のアンケートを取った中でもかなり幅がございます。月々４００円のところから、今おっしゃったように８００円とか、それは、それぞれの自治会活動でかかる費用がございますので、それぞれの自治会の方で設定して、変更したり、そういった形になっています。基本的には、自治会活動の中で内容によってかなり差があるのかなと感じています。

（西村副委員長）

言いたいのは、私どもは会館の自営の問題で自分たちの財産ですから、１００円ずつ修繕積立金を別にとられているんです。それで建替えとか修繕にお金を使う。それで市の方は、補助金の審査に何かあるのかなと思った。

（渋谷コミュニティ課長）

その部分までは関与していない。個々の自治会の運営のやり方もありますし。

(西村副会長)

申し出てきた案件に対して査定をしているだけです。

(渋谷コミュニティ課長)

そういう事です。

(川勝委員)

要望が来たものを見ながら、調整をしているという事です。

(渋谷コミュニティ課長)

改善指導とか、上から目線でのようなところまではやっていない。

(西村副会長)

財産を持っている人が違いますからね。

(山口会長)

公平性とかということになると、自治会は組織力というか、皆さんで自主的に入って皆さんでやる。流山市 17 万人ですか、加入率は自治会ではどのくらいですか、というのが一つ。

申請が上がりました、査定して交付しました。市としての監査的なものはどうしているんですか、それは実績報告書とかですか。

(渋谷コミュニティ課長)

それでは 2 点ほど、まず自治会の加入率はですね、現在のところ 71 % 程度です。このところ TX 沿線効果もございまして、15 自治会増えていて本来であれば傾向として加入率等も低下したところもあると思うのですけれども、平成 17 年が 76 % だったんですけれども。

(山口会長)

71 % というのはいつですか。

(渋谷コミュニティ課長)

71 % は平成 25 年度です。TX の開業が平成 17 年でしたから、その時点で 76 % という事を考えれば、新しいコミュニティが形成されている中で、そんなに落ちているとは思っていません。そういった補助金の熟知ですけれども、当然ながら実績報告が出てきまして、その中で書類等を審査しまして、必要に応じた場合は、現地も見てというような形になります。

(山口会長)

現地視察をされるわけですね。

(須郷コミュニティ課長補佐)

補足させていただきますと、この実績報告の段階で大規模修繕なんかの場合は、必ず写真を撮って提出させております。当初の予算作成時に、次年度に大規模修繕をする自治会については、要望書を提出していただくんですけれども、基本的には工事についても、依頼する業者によってかなり金額が違ふと思いますので、必ず 3 社見積りをお願いして、その中で 1 番低い金額を提示してきた業者の額を、補助金の算定額とさせていただきます。

(光川委員)

2つありまして、公平性というところで175自治会のうち106自治会、つまり60%が対象になるわけですが、自治会を持っていない40%に対して、何かしらの対策、たとえば自治会館を作る補助ですとか、マンションですと自治会館がなく、マンションの中にコミュニティルームですとかなんですが、そういったことに対するコミュニティ課としての考えがありますか。

(渋谷コミュニティ課長)

今回、自治会建設の建設資金の貸し付けを行っております。

(光川委員)

それは、毎年広く周知しているんですか。

(渋谷コミュニティ課長)

自治会長が早く変わってしまうパターンがあるので、必ず概ね、総会後新しい自治会長が決まったりしますので、その後、自治会長に集まっておき懇談会を開催していきまして、その中で様々な支援策の助成金ですとか説明しながらご案内をさせていただいております。

(山口会長)

マンションなんかの管理組合みたいなものが自治会館に当たるんでしょう。175と106の差で自治会館を持っていないマンションなんかは、管理組合が自治会館と兼用して使うというようなこともあるのですか。

(須郷コミュニティ課長補佐)

マンションなんかですと、マンション単独で自治会を設立するところもあります。ただ、マンションによっては管理組合がありますので、自治会を設立しないということもあります。自治会を設立したところにつきましては、通常大きなマンションですと集会所というのがあると思うのですが、集会所を自治会館として管理組合から借りるという場合は、自治会館的な場所になっています。

(山口会長)

そこには維持管理費を補助するのですか。

(須郷コミュニティ課長補佐)

契約の内容によってなんですが、基本的に自治会の方で負担している場合につきましては同等に交付しております。

(山口会長)

それは、維持管理としてみてあげているという事ですか。

(光川委員)

それからもう一つお聞きしたいのですが、冷暖房と大規模修繕の方で補助金が年々減っておりますが、申請の方で市の補助の予算が24年度は上がって、25年度はまた下がっているんですけれども、この対応関係があまりないように思えますが。

(須郷コミュニティ課長補佐)

こちらにつきましては、基本的に予算を作成する段階で、前年度に各自治会の方に

次年度の修繕計画を紹介しております。各自治会の方でも定期的に大規模修繕を行うところがあれば、壊れてきたから行うという、そういう自治会もございますので、それを毎年調査して予算化していくという事ですので、年度ごとによって自治会の要望数が変わってきますので、その内容によって予算も変わってきます。

（光川委員）

自治会は対応していないんですか、そこがわからないのですけれど。

補助金の予算額が、23年度は301万円、24年度は642万円、25年度が406万円ですよね。実際に補助した額は、今回の資料を見ると年々減っていますよね。

（渋谷コミュニティ課長）

こちらの301万円、642万円、406万円ですが、これは当初予算のところで、各自治会からだしていただいた集計で、実際に掛かった費用とかが決算額になっていまして、さらに、当初出したけれどもやらなかった、そういったものがありまして、予算ですので大規模修繕とかやらなかったものも入ってしまうのが実態です。

（川勝委員）

提出してもらった資料によりますと、25年度は、予算よりも補助額が増えていきますけれども、これは内部流用でやったという理解でいいですか。

（渋谷コミュニティ課長）

はい、そうです。

（川勝委員）

もう一つは、ものすごく要望があった場合に優先順位とか緊急度とか、そういうもので後ろへ回すものもあるのか。それとも、申請が上がってくるのを予想されているという事で良いのか。

（渋谷コミュニティ課長）

基本的に今年度中に、27年度にそういった計画を予定しているか、皆さんにお聞きしまして、それに基づいて予算を組みますので、突発的に出てきたというのは、当然ながら先送りになったりとかします。

（川勝委員）

そうすると、先まで考えた計画を作られているという理解でいいんですか、2、3年先とか。

（渋谷コミュニティ課長）

市の後期基本計画の中の中期とか実施計画がありますけれども、また、その先に行かないとわからないところもありますが、基本的にはこれまでの実績を踏まえて、中期計画とかでは予算を見積もっているところです。

（山口会長）

それでは、よろしいですか。

（渋谷コミュニティ課長）

1点だけすいません。私どもの方から提出しました「自治会館維持管理費の大規模修繕・冷暖房」の3番の補助金額の推移のところの23年度対象自治会館11件とあ

りますが、その下の補助額 1,020 万円となっているのは、すいませんが間違いで 301 万円です。

申し訳ございませんでした。

(山口会長)

それでは、その次の「流山市民活動団体公益事業補助金」をお願いいたします。

(渋谷コミュニティ課長)

これは市内にあります自治会と違う市民活動団体で、NPOとか分野別に活動している団体が公益的事業を自発的に行って、それに対して経費の一部を補助する公募型補助金になっております。そもそも、協働のまちづくりを推進する公益的事業に対して補助するという制度になっています。その事業費の中の報償費、消耗品ですとか、事業のチラシを作る印刷製本費とかそういったものになっておりまして、これは、平成17年か18年の補助金等審議会の答申の中で、基本的には、補助率は2分の1と定めてあったと思うのですが、公共の一翼を担う事業がどんどん市内で育っていくことを支援することとして、10分の7で限度額100万円で設定したものでございます。

これの特徴は、申請があって書類審査するという事だけではなくて、補助金等審議会のように公募の委員の方に入っていただきまして、「提案調整会議」という名前なんですけど、そこで公開審査をしております。その公開審査の中で、公益性があるといったようなことで、今回の補助金等審議会の中で、着眼点ということで審査項目がありますけれども、こちらの「提案調整会議」は事業の必要性でありますとか、先駆性、波及効果、あとは事業の自立性、事業効果というような項目を審査基準としまして、公開ベースにさせていただいた後質疑を行いまして、その中で公立性があるものについて、市へ推薦していただき補助金を交付しております。ただ、やはり団体が既得権益にならないよう、同じ事業は最長3回までと区切りをつけています。それで当然のことながら、公金を支出するわけですので当初の公開プレゼン、それから、その事業が当初の目的どおり行われているのかもありますので「中間報告会」というのも行っております。さらに最後には、補助金事業が終了したところになりますけれども「事業報告会」といったところまで3回にわたって、公開で報告から審査から行っているところです。それで、「提案調整会議」なんですけれども、やはり市の補助金の公益的事業が、どんどん地域で元気に育っていただきたいと思いますので、当然のことながら、あまり重箱の隅を突くような審査にならないよう、もちろん、いけない点は指摘をしていきますけれども、もう少しこういうふうにやった方がいいのではないか、といったようなところを追い風をふかせるようなことも、審査の中でいろいろアドバイスをいただいています。これは平成18年度からスタートした補助金事業で、これまで大体10団体ぐらいが手を挙げて出てきております。

(山口会長)

これはまさしく、補助金適正化システムの中から出てきたものですね。

それからもう一つ、「認定審査会」というのは、ここでやっているようなことを同

じょうな事というのか、提案して審査会という事でやるのか。

(渋谷コミュニティ課長)

まず、書類で提出していただいて、申請書ですね。

(山口会長)

審査会のメンバーというのは、どういう人ですか。

(渋谷コミュニティ課長)

審査会のメンバーは、基本的に公募の市民の方と一部学識経験者、さらに当然のことながら、補助事業をやっているわけですが、実績の中で非常にいい事業がありますので、そういったことを踏まえまして、あて職でコミュニティ課長が入ります。あとは、アウトソーシングの担当課として行政改革推進課長も「提案調整会議」の委員になっています。

(山口会長)

その方々がメンバーですか。

(渋谷コミュニティ課長)

ほとんどが、公募市民と学識なんですけれども。

(西村副会長)

ちなみに、中身を具体的に教えてもらいたい。

(渋谷コミュニティ課長)

公共ではない。公益性なんです。

(西村副会長)

補助金等審議会では補助金の審議をしている中で、まだ下に団体があって、そこに配分されているわけですよ。

(渋谷コミュニティ課長)

公募型ですから。

(西村副会長)

公募型だって、1個1個あるのですから。

この中身を資料として教えてほしい。

(山口会長)

それでは資料をいただけますか。

(西村副会長)

サンセットですから、向こう3年間くらい。

もう一つは、3年連続なのか、3年間やってポツリ、ポツリ切れているのか。

(渋谷コミュニティ課長)

そこで、なぜここで3年と言ったかということ、やはり連続して3年同じ事業をやった時に、基本的に自立していただきたいというのがあるんですね。3年やって自立できなかったと言ったら失礼なんですけれども、その部分でさらに継続してやっていく補助といったら、一方ではあるかもしれませんが、やはりそれだけやってみて、そんなにニーズがなかったという場合もあると思います。

(川勝委員)

公募型はすごくいいと思うのですが、そこが前面に出ていて実際に採択したものが、市にとってどのような効果があるのか、その辺のところが見えない。

(渋谷コミュニティ課長)

そういった事業は、当然のことながら市役所の中の仕組みの中でも関係する課が出てくる。単に、コミュニティ課と行政改革推進課だけではなくて、委員にはなりませんけれども、こういった申請が上がってきた事業の内容を見て、温暖化防止関係ですと環境政策課ですとか、そういった「関係課」には、当然審査会に出ていただいたりして、それが補助金事業になった場合は、関係課と連携報告なり相談をして進めてくださいと。必要に応じて支援策の一環ですから、関係課の方から「広報ながれやま」に掲載してPRするとかの支援をしてくださいというような連携をさせるようなことは、チームとしてはやっています。

(川勝委員)

1事業100万円なんていうとソフト事業で言えば、かなり大きな事業だと思うんですよ。その辺で言えば、副会長がおっしゃったように事業がどのようなもので、どういう経費に使われているのかというのを見ないと、「なかなか議論が出来ないね」という感じなんです。

(渋谷コミュニティ課長)

最高100万円と間口を広げていますけれども、たとえば25万円とか18万円の支出とか、8事業で185万円とか、だいたい少ないところだと5万円程度のものから、多いところでも40万円弱となっております。

(川勝委員)

100万円限度としては、えらく大きいですね。

(渋谷コミュニティ課長)

当然のことながら、申請の中で変な話しですけども、100万円が欲しくて出しているような申請も中にはあります。そういった場合には、当然のことながら「提案調整会議」の中で、初めて申請したのにそんな規模で果たして出来るのかという事で、「もう少しダウンサイズしてできますか」という質問をして、「できる」と言ったら補助を下げまして申請を出させる。この提出した書類にもありますけれども、「認定審査会」を考えれば本申請ではないので、許可審査を経たのちに本申請になりますので、認定申請段階の金額から、本申請では、また今申しあげましたとおり下げるのが当然です。

(山口会長)

課長、資料要請が先ほどありましたように、3年間の実績、交付先、金額、それからこんな効果があったというようなことまで、一覧表でいただければと思います。よろしいですか。

【各委員了承】

(山口会長)

それでは資料をお願いするという事で、長時間ありがとうございました。

《コミュニティ課退室》

《社会福祉課入室》

(山口会長)

大変お忙しい中、ヒアリングにご出席ありがとうございます。

「社会福祉協議会」の補助金につきまして、私ども5つの項目で審査をさせていただいております。「公益性」、「公平性」、「必要性」、「効果」、「適切性」という事で審査をさせていただいております。ここ3年間で評価・検討をさせていただいております。この3年間で行った改革、このようなところを中心に短時間で恐縮ですけれども、5分程度で説明をさせていただき、そのあとで、私どもの方から質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

社会福祉課の河原です。

判断基準がございますので、それに沿って簡単に説明させていただきます。

「公益性」という事ですけれども、「社会福祉協議会」は、社会福祉法第109条で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されております。その行う事業は、市の政策目的であります「誰もが充実した生涯をおくれる流山」、それに合致していると考えております。

次に、「公平性」ですが、「社会福祉協議会」の事業は、市内全域、全市民を対象としているものでありまして、そういった意味から、特定の人を対象としているものではありません。

それから、「必要性」ですけれども、「社会福祉協議会」が行うすべての事業につきましては、地域福祉の推進を図ることを目的としておりまして、このことは全市民の福祉の推進に繋がるものです。そして民間社会福祉法人でありますけれども、本来、行政で行うべき採算の取れない事業部門を請け負っております。例をあげれば、「ボランティア活動の促進事業」ですとか、「心配ごとの相談」、「福祉基金の貸付事業」など、こうしたことから、市としては補助を行う必要があると考えています。

次に、「効果」ですけれども、住民や行政の福祉関係機関と連携した事業活動を展開し、地域社会の推進に大きな役割を果たしていることがあります。たとえば、地域ぐるみの福祉事業として市内15小学校地区に設置されております、「地区社会福祉協議会」というのがありますけれども、これらは介護教室や高齢者ふれあい生き生きサロン、見守り活動などを実施しておりますが、この「地区社会福祉協議会」に対しまして、活動を支援しております。また、ボランティア活動の推進におきましては、流山市ボランティアセンターを設置して、ボランティアの募集、要請、登録、斡旋、

活動の支援などを行っておりまして、平成 25 年度末でボランティア数は、個人では 887 人、グループでは 81 グループ 1,518 人、合計で 2,405 人の登録がございます。

それから、「適切性」ということですが、「社会福祉協議会」の事業は、執行機関である理事会と評議委員会を中心に運営され、理事会は平均約 4 回、評議委員会は年 2 回開催されております。また、監査の方ですが、市の方に移譲されまして、社会福祉法人の監査が、平成 25 年度から実施され、それに基づきまして市が監査を行っております。

続きまして、平成 23 年度に答申を受けております。その答申内容と改善についてご説明申し上げます。

平成 23 年度の審議会答申は「B 評価」でした。その際に、「社会福祉協議会の重要性は十分理解できるが、民間福祉事業者が予算の 40% を市からの補助金で賄っているという事業形態は特異であり、法人自立のため事業全体の大胆な見直しが必要」という指摘がありました。また、市の監査委員による平成 25 年度の財政支援団体監査におきましては、補助金額のほとんどが人件費に充てられているという指摘を受けました。こうしたことから、市と社会福祉協議会で補助削減を前提にした協議を行い、その結果、会員の増強による会費の増額、団体の運営改善、その中には、職員への手当の削減ですとか、事務経費の削減、そういったもので改善を行いまして、不足する資金については、内部留保の取り崩しを行うことにより、平成 25 年度の補助金額を削減いたしました。具体的に申し上げますと、資料でお配りしましたけれども平成 25 年度が 4,993 万円の補助金額、これにつきまして平成 26 年度予算では、2,710 万 8 千円と減額したところです。

私の説明は、以上です。

(山口会長)

ありがとうございました。

(川勝委員)

25 年度 5 千万円で、26 年度 2 千 7 百万円、基金はどのくらい取り崩すんですか。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

基金については、26 年度で取り崩すんです。

(川勝委員)

事業の見直しをされたわけではないですね。

(河原健康福祉部次長兼社会福祉課長)

事業の見直しは、事業目標としてありますけれども、やっぱり減額分は基金で補い、この差額 2 千 3 百万円は、基金の取り崩しで充当することになる。

(山口会長)

改善策のところを取り崩しをやったという事ですが、23 年度の本審議会でも同じようなことを言ったと思うのですけれども、補助金額のところの人件費、運営費、要するにもともとの流山市の適正化の考え方、平成 17 年かに出されたものなんですが、

そもそも運営費はだめです、事業費ですよ。やったにしても補助額は2分の1ですよという基本的な方向性が示されましたよね。それでも依然としてこういうことで必要だからという事で……。今回も補助金等審議会とは別の監査の方でも指摘を受けている。基金を取り崩してというのはわかるんですよ。前のを読んでもそういったものというのは、なるべくそっちから充てて補助金額を減らしていきなさい、というのは答申にもあるので、やり方的にはこれの方がいいと思うのですけれども、肝心のところ事業費については、23年度の本審議会が答申したように事業全体の見直しとか、当然、利益を伴わない、要するに収支トントンというのは、1番いいことかもしれませんが。そういう形でやるという事は、事業全体を抜本的に見直ししてほしいという事。答申というのは、重要性はよくわかりますというのが、前段についていると思うんですね。やはり、それは何とか整理しなければいけないという答申があって、基本的なところを取組まないと、2千7百万円かかって基金も全部無くなりました。また補助金でということになってくると思うのですね。

（河原健康福祉部次長兼社会福祉課長）

現状では、補助金の削減分を基金で賄っているような状況ですから、これから先に向けて事業と収支をもっていくようにしていかないと、基金といってもいつまでも続くわけではありませんので。

（川勝委員）

基金の取り崩しは、あっという間に無くなっちゃいますので、そこはまたバランスを取るような形にしていかなないと。安直にやってしまうとまずいのかなと思います。

（河原健康福祉部次長兼社会福祉課長）

事業形態を見直して、事業で収支を合わせていけるよう改善策が必要だと思います。一方では、「社会福祉協議会」は先ほども言いましたが、市の肩代わりの事業をやっていますので、事業の中心は人件費になっているんですよ。人件費に対して全く補助をしないというわけにはいかないのですが、ただ、そのバランスはあると思いますので。

（山口会長）

2千7百万円といったのは、全部人件費ですか。

（河原健康福祉部次長兼社会福祉課長）

運営費の中心が人件費になるという事です。「社会福祉協議会」からは、改善の提案もいくつか出されておりますので、さっき申しあげましたけれども、会費の見直し、会員の増強ですとか、そういったものが必要になってきますと、あとは限度があると思いますが、職員の給与体系の見直しといったものを少しでも経費の節減に向けていただければと思います。

（西村副会長）

実行プランを見ると、4番目の算出基準のところが空欄にしています。前回は指摘があって、今回も補助金額の申請が4千9百万円、適正な補助金の要求額というのは、どのように見たらいいのか。人件費だろうが何だろうが、市の肩代わりをしていると

いった時に、そんなことを言ったってある程度人件費はあると思うが、そういうことになる、補助金のある程度適正な額が出てくるのではないかと思っている。そうすると26年度は、先ほどの話し、とりあえずは削減を行った。来年度はどうなるのか、この資料を見る限り見えない。それは業務の見直しとかいろいろあると思うのですが。

（河原健康福祉部次長兼社会福祉課長）

今後の「社会福祉協議会」の経営状況によりますけれども、それを削減した分で、やはり基金があるうちは、私どもとしては充てていただきたいという考えなんですけれども、それは先ほどお話ししたとおり、いずれは無くなるものですから。

（西村副会長）

そうするとある程度補助金というのは、全部無くせばいいというものではないでしょうから。どの程度が目安というのはあるのではないかなと思う。

（河原健康福祉部次長兼社会福祉課長）

それは経営努力したうえで、ぎりぎりの線でやっていただいて、そのうえで基金が最低限必要だというのがあってしょうから。

（西村副会長）

そこでそういう努力するからということを述べて、算出基準が書いていないのはいいんだけれども、開き直ったような感じがする。そうじゃないでしょうという事です。

（河原健康福祉部次長兼社会福祉課長）

おっしゃる通りです。

今までは、いろんな「社会福祉協議会」の全体に係る経費の中で、会員の会費ですとか、事業で入ってくるもので足りない部分について、市の方で賄っているところがあり、そこには努力というものが、あまり反映されていなかった。

（西村副会長）

流山市だけの問題ではないと思う。いろんな市で同じような悩みを抱えているんじゃないかと思う。

（川勝委員）

あとは補助より、なんかほかにはないんですかね。

ちらっと後ろを見ると一括事業で云々と書いてあるんですけども。

（河原健康福祉部次長兼社会福祉課長）

これは特別会計なんですけれども、一般会計とは別になりますけれども、「社会福祉協議会」は、介護保険事業のディサービスを実施しておりまして、そういったもので収入を得ているところがあります。それから一般会計で言えば、他に市の事業でいくつか受託しておりまして、福祉会館の指定管理ですとか、そういったものも受託しております。あとは民生児童委員の事務局を受託したり、老人クラブの事務局を受託したり、そういった受託事業というのを行っています。

（山口会長）

補助金をやめてしまえば、市が直接経費でやらなければいけない、そういったことも起きてくるだろうし、いわゆる客観的なことは良くわかるんですけども、協議会

が収入を取ってということになると、市民目線から見ればなんかほかに自助努力が出来るのではないですかという意見が出ることは避けられない。民間みたいに儲けていいというものはないわけでしょう。そうしますとどうしても収入は増えませんよね。収入が増えないけれど支出だけはかかる。そういったものを比較していった時に、先ほどの人件費があって、人は最低限これだけいります。必要経費というものがどうしても出てきた時に、このところというのは、市としても補助を出すという、一つの根拠になると思うんですが、何かそういったものがあればわかりやすい。なんでも我々が言っているのは、全部儲けてやりなさいと言ってるわけではない。それがおそらく、23年度も20年度も同じような審議会の答申案になっていると思うんですよ。「他に頑張るようなことはないの」という考え方だと思うのです。そこがこのままだと見えない、漠然としている。

先ほどの2千7百万円がすごく気になったのは、取り崩せばいいというのは、やはり協議会という組織を構えている以上、一定額の内部留保というのはあってもいいのでは、なんかの時に対応できなくなるというようなこともあると思います。思うんですけれども、バランスがちょっと見えないというような感じがしている。

（河原健康福祉部次長兼社会福祉課長）

私どもとしては、今、「社会福祉協議会」から経営努力に向けた提案がありますので、まだ、目標数値というかはっきりした数値が上がっていない部分もありますので、私どもは、これだけ「社会福祉協議会」が努力しているのだから、あとは補助で見ましようといったところが必要だと思っています。ただ、まだそこまでは達していないと考えていますので、経営努力でここまでやっているのなら、市としても補助しなければいけないというように、「社会福祉協議会」の努力を確認したうえで、私たちは適正な補助を考えていかなければいけないと思います。今は基金がありますから基金の取り崩しでやっていますけれども、それとのバランスを考えながら、近い将来、適正な補助金額というのをもう一度見直しする必要があると思います。

（西村副会長）

現に収入の面では、努力をしているからその他収入が増えていますよね。増えるからいいというわけではなく、どこかで限界があるし、または時代の流れで何かできるのではないかなと。

（山口会長）

費目的に収支イーブンでできるものもありますでしょうし、これは完全に受益者とか手を差し伸べなくてはならないので金とはれないとか、福祉事業ですからそういうものもあると思うのですよ。我々審議会は、継続してこの位の金額は妥当じゃないかとか、という事をご意見申しあげる立場ですので、その辺が見えるようにしていただきたいなと思います。

（河原健康福祉部次長兼社会福祉課長）

現状でも補助金の対象となっている部分というのは明らかです。

すべてに対して補助金でやっているわけではなくて、社会福祉法の109条に規定

されている事業に対して市は補助金を出します。それを今までも減らしてはきたんですけれども、5千万円単位のお金が出て、ただその中でももっと努力すれば、人件費とか他の部分で減らせる部分があるのではないかとご指摘をいただいて、それについては、「社会福祉協議会」の具体的目標を設定していただいて、どのくらい減るか見極めなければいけないですけれども、適正な補助金を出していきたいと思います。

（安井財政部次長兼財政調整課長）

追加の資料を作れませんか。今こういうお話が合った中で、たとえば社協として基金の整理がどうなっているだとか、経常利益がどうなっているのか、市として補助金についてどこまで言えるのかといったようなものを整理して、審議会の方へ資料として提出していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

（河原健康福祉部次長兼社会福祉課長）

社協と相談して、出せるような方向で。

（山口会長）

仕事をやっている方には、本当に頭が下がるんですが、このままだと引っかかる部分がありますので、こういう言い方をすると大変失礼なんですけど、審議会の答申等を受け、この3年間24、25、26年でいろいろとやってこられた実績が見えない。そこが見えずに基金だけで調整しているみたいな感じに受け止めざるを得なくなっちゃうので、具体的にこれだけ人件費が削られているとか、そののところが見えないと。

（河原健康福祉部次長兼社会福祉課長）

今、申しあげたことを説明できるような資料を作成して提出します。

（山口会長）

そうですね。

それを見せてもらって、確認をして判断したいと思います。

今日は、ありがとうございました。

《社会福祉課退室》

（山口会長）

それでは、以上でヒアリングを終わります。

次に連絡を取ったりする関係があるので、委員さんの名簿を作りたいんですが、市の方から確認作業で連絡をする時に、メールでやり取りするためにメールアドレスがあったり、今、個人情報の関係がありますけれども、委員さんのメルアドが入った名簿を委員さんが持つという事は大丈夫ですか。

支障がないという事であれば、事務局の方で作っていただいて委員さん限りという事で了承してよろしいですか。

【全員了承】

(西村副会長)

電話番号も入れた方がよい。

(事務局)

電話番号、メールアドレス、ご住所でよろしいですか。

(山口会長)

それから、先ほど審査票の提出方法をどうしようかというお話がありました。

終わった都度送るのか、それとも全体をまとめてやるのか。前例を踏襲するとすれば、皆さん方がそれぞれ意見を書くんです。意見を書いた7人分を、たとえば社会福祉協議会についての、それぞれ皆さんの評価をしたものに意見、コメントもついて、それをそろえて、8月になりますけれども、皆さんそれを持ち寄って7人の意見で、「A」から「D」まであるわけですので、ある人は「A」で、ある人は「B」というようなものを、それを今後は、審議会の総意として話し合いをしてまとめる。

今、財政調整課でこの票を作っていたところに、皆さんの総意を入れて送り返すという事をするわけですが、これを終わった都度やるのと、纏めてやるというのもあるし、1か月ありますので、その間に適宜やるというのもありますので。

(山口会長)

市の方はまとめてやったら、事務局も大分残業しないといけないと思うので。

(西村副会長)

2つに分けてやったらどうですか。

ヒアリングしたものとヒアリングをしないものと分けて、今日ヒアリングをしたものはすぐに出してもいいのだけれど、次回の時に出したものを直したいという困っちゃうので、一応ヒアリングのものは、今月末とか提出日を決めるとして、それが終わった後にヒアリング以外のものを出していくこと。審議もヒアリングしたものとヒアリング以外とで審議して、後でまとめる。話を聞いたものと文書だけのものは違うので。

(山口会長)

事務局が負担でなければ、それぞれ委員さんがここは絶対こう思うというのがあれば、その都度でも大丈夫ですか。

(事務局)

大丈夫です。

(山口会長)

なるべく事務の方を平準化するように。

ヒアリング対象外だったら、ある程度まとめて送ることが出来ますよね。

先ほどの社協みたいに、もう一回資料を出してもらって話をしなければいけないというようなものは、その後になってしまうけれども。

(事務局)

ヒアリングは今月いっぱいやっておりますので、それが全部終わった段階で最終的に全部整理をしたいと思っておりますので、極端なことを言えば、7月末でヒアリン

グが終わった段階で全部一緒に出してもらっても、それはそれで構いません。

（山口会長）

今日始まったばかりですからもう少し様子を見て、それは審議の状況を見ながらという事で、いずれにしてもこれで8月になったら皆さんで協議して審議会の総意を決めるという事で。

（西村副会長）

全部一式でという事で。

（山口会長）

今度はそれを前回の例からすると、私と西村さんの方で大体の文言を作って提示し、皆さんのご意見を網羅するという形にして、審議会としての評価コメントという形に作りたい。

それから前回と前々回の例を見ると、ヒアリングしたものとヒアリングしないものというのはニュアンスがちょっと違って、ヒアリングをしたものはいろいろ意見を付して、ところがヒアリング対象外については、おそらく今回だったら「妥当」とか「概ね妥当」というような表現で済ましてしまう感じもしております。もちろんヒアリング対象外でも意見を付しているのもあります。それは皆さんの文章を見て整理したいと思います。

（山口会長）

事務局、他に何かありますか。

（安井財政部次長兼財政調整課長）

確認ですが、追加資料3件あった中で、高齢者生きがい推進課の「シルバー人材センター」については、「事業報告書」と「予算書」、それから「自助努力」について、整理して追加資料として出してもらう。

それから、コミュニティ課の「市民活動団体公益事業補助金」ですけれども、ほぼ3年程度の「事業内容」と「補助金額」、それと「効果」の資料を整理して。

あと、社会福祉課の「社会福祉協議会」については、社協としての基金の見込みですとか、社協としての事業を統合整理したもので出させる。

出来次第、委員の皆様にお配りして、また必要があれば担当課に来ていただいて、説明をしていただくという形にしたいと思います。それでよろしいですか。

【全員了承】

（山口会長）

本日は、長時間大変ありがとうございました。

次回は7月9日、よろしくお願いします。

閉議 11時47分

流山市補助金等審議会
会長 山口 今朝勝